(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の㈠及び㈡の各表に定める値以下であること。

㈠　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈡　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(6)　略

［2～4　略］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、別表第九号に定める様式の届出書に、当該型式確認を行つた設備に係る同表に定める様式の試験成績書及び外観（当該設備の正面、側面及び平面）を示す写真を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［2～6　略］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［略］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第二号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

(4)　［同上］

㈠　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈡　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(6)　同上

［2～4　同上］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三　製造する工場又は事業場の名称及び所在地

［2～6　同上］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［同上］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。